

## 平成28年熊本地震に関連する町民税などの軽減または免除

このたびの熊本地震で被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。町では、今回の地震で被災され、居住する家屋が半壊以上である人や災害による事業収入などの減少があった人などを対象として、平成28年度の町民税などの軽減または免除を行います。

### 町民税・国民健康保険税の減免

#### ①居住する住宅が半壊以上と判定されたとき

り災証明において損害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された場合は、納税義務者に対し、次の表のように軽減または免除を行います。

前年の合計所得金額	半壊または大規模半壊		全壊	
	町民税	国民健康保険税	町民税	国民健康保険税
500万円以下	50%軽減	50%軽減	免除	免除
750万円以下	25%軽減		50%軽減	
750万円を超えるとき	12.5%軽減		25%軽減	

※被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯に認定された場合は、全壊の損害程度とみなします。

#### ②事業収入などの減少があったとき

災害被害により事業収入などのいずれかが減少した場合で、条件を満たす人については、減免の対象となる税額を算定し、算定した減免対象税額に対して次の表のように軽減または免除を行います。

《条件》 次のア～ウの全てに該当する必要があります。

- ア 事業収入（複数の事業収入がある場合は、いずれか）の減収額が、平年の30%以上
- イ 前年中の合計所得金額が1,000万円以下
- ウ 減収が見込まれる事業収入以外の所得の合計額が400万円以下

※保険金・賠償などによる補填金額、雇用保険法に基づく基本手当などがある場合は、当該金額を減少額から控除します。

前年の合計所得金額	対象税額に対する軽減または免除の割合
300万円以下	免除
400万円以下	80%軽減
550万円以下	60%軽減
750万円以下	40%軽減
1,000万円以下	20%軽減

※事業収入などの減少については、平成28年中の収支をもって判定しますので、平成29年1月に申請を受け付ける予定です。

#### ③その他

災害による被害を受けたことにより、納税義務者が死亡した場合や、生活扶助を受けることとなった場合なども軽減または免除の対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

### 固定資産税の減免

#### ①災害により土地が本来の用途として使用できなくなったとき

被害面積が 当該土地の面積の	土地の損害程度	軽減または免除の割合
		80%以上のとき
60%以上80%未満のとき		80%軽減
40%以上60%未満のとき		60%軽減
20%以上40%未満のとき		40%軽減

#### ②災害により家屋に損害を受けたとき

家屋の損害程度	家屋・納屋の場合【り災証明書（り災区分）】	軽減または免除の割合
50%以上の価値を減じたときまたはり災証明書で半壊以上と判定され当該家屋の全部を解体したとき	全壊	免除
40%以上50%未満の価値を減じたとき	大規模半壊	60%軽減
20%以上40%未満の価値を減じたとき	半壊	40%軽減

#### ③災害により償却資産に損害を受けたとき

償却資産の損害程度	軽減または免除の割合
当該償却資産を廃棄したとき	免除
60%以上の価値を減じたとき	80%軽減
40%以上60%未満の価値を減じたとき	60%軽減
20%以上40%未満の価値を減じたとき	40%軽減

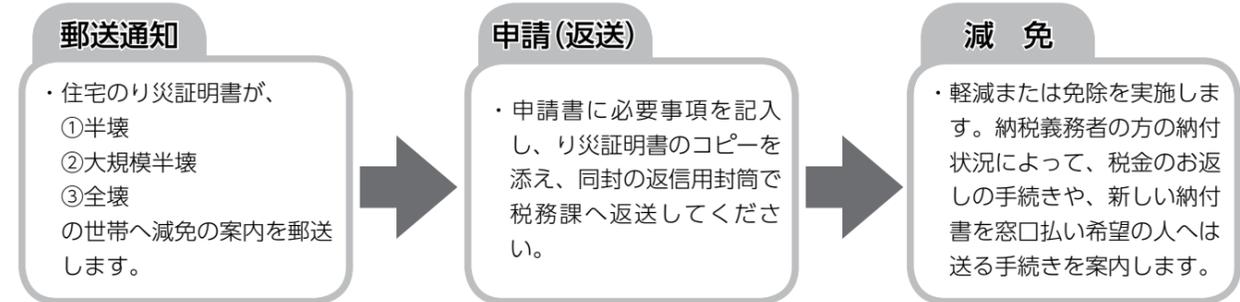
※土地、住宅以外の家屋（解体撤去支援手続きをした付属屋を除く）、償却資産について、減免の対象と思われる場合は、お問い合わせください。

※固定資産税の軽減または減免については、土地は1筆ごと、家屋は1棟ごと、償却資産は1品ごと（複数の償却資産で構成されている設備などについては1式）に軽減または免除を行います。詳しくは、お問い合わせください。

### 軽自動車税の減免

車両の損害程度	軽減または免除の割合
災害により滅失または使用不能により廃車したとき	免除

### 町民税などの軽減または免除の手続き



※申請は、税目（町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）ごとの申請となります。

※減免の案内が届いたら、速やかに申請書の返送をお願いします。平成29年3月31日(金)を過ぎると減免ができなくなります。

- お問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3117
- ・町民税・国民健康保険税に関すること（住民税係）
  - ・固定資産税・軽自動車税に関すること（固定資産税係）
  - ・税金の支払いに関すること（管理係）

### 所得税および復興特別所得税の税制上の措置

災害により住宅などに損害を受けた人については、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税および復興特別所得税の軽減または免除を受けられる場合があります。

確定申告では、被害割合を判定する目安として、「り災証明書」の添付または提示をお願いしていますので、所得税などの軽減または免除を予定している人は、市町村が発行した「り災証明書」を大切に保管してください。

◆熊本国税局ホームページ <https://www.nta.go.jp/kumamoto/>

災害などにあったときの税務上の取扱いに関する照会事例を取りまとめた「平成28年4月の熊本地震災害により被害を受けた人の税務上の措置（手続）FAQ」を熊本国税局ホームページに掲載しています。

◆電話相談・税務署窓口でのご相談

平成28年熊本地震により被害を受けられ、所得税および復興特別所得税の軽減または免除などに関して、ご質問・ご不明な点などがありましたら、税務署にお問い合わせください。税務署窓口でのご相談は、待ち時間短縮のために事前に相談日時を電話予約をしてください（名前・住所・相談内容などが必要です）。

菊池税務署 ☎0968(25)2121 ※自動音声案内で電話相談センターを選択してください。

#### ～見舞金を受け取られた場合について～

個人または法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金などがその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税および所得税の課税の対象とはなりません。